

岐阜市行政第322号の2  
平成21年3月23日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・  
個人情報保護審査会  
会長 榊原 秀訓

公文書公開請求に対する非公開処分に関する  
不服申立てについて（答申）

平成19年12月7日付け岐阜市環産第297号で諮問のあった岐阜市長が行った非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規グループ

## 答 申

### 第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が次に掲げる公文書を非公開とした処分（以下「本件処分」という。）は、①及び②に関しては妥当であるが、④に関してはその全部を取り消し、③及び⑤から⑪までに関しては、その一部を取り消すべきである。

- ① 会議テープ
- ② 平成17年度以前の復命書
- ③ 復命書（平成18年5月9日環境省への出張分）
- ④ 復命書（平成18年5月29日環境省への出張分）
- ⑤ 復命書（平成18年7月4日環境省への出張分）
- ⑥ 復命書（平成18年7月27日環境省への出張分）
- ⑦ 復命書（平成19年3月2日環境省への出張分）
- ⑧ 復命書（平成19年3月29日環境省への出張分）
- ⑨ 復命書（平成19年4月23日環境省への出張分）
- ⑩ 復命書（平成19年5月25日環境省への出張分）
- ⑪ 復命書（平成19年8月6日環境省への出張分）

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

平成19年9月25日付け岐阜市環産第150号で実施機関が行った非公開処分は、取り消すべきである。

#### 2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書及び口頭の意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号。以下「産廃特措法」という。）に規定する環境大臣の「基本方針」にあっても、住民に十分な説明と意見聴取をし、実施状況の進捗を報告することを求めている。岐阜市は、市民の参加、市民との協議及び市民への情報公開などを基本方針としているのであり、公益上の必要性は極めて高いことから裁量的に公開すべきである。

##### (1) 会議テープの存在について

重要な会議であり、詳細な報告書が作成されていること及び復命書の正確性を担保するために録音しているはずであるから存在する。

##### (2) 平成17年度以前の復命書の保有について

岐阜市民の生命、健康、生活、財産及び環境に多大な影響を与えている事項に関し、環境省の助言及び指導を仰ぐという重要な内容を記載した復命書の保存年限を1年としたことは不当であり、5年の必要がある。

また、岐阜市文書取扱規則（昭和49年岐阜市規則第6号。以下「文書規則」という。）の規定により、保存期間が終了しても直ちに文書を廃棄するものではない。

(3) 岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項第4号ア該当性

次に掲げる理由により、この号には該当しない。

- ① 岐阜市の「基本方針」及び対策工は決定されているから、意思決定過程の情報ではない。
- ② 意思決定過程の情報であるなら、平成17年度以前の復命書を容易に破棄するはずがない。
- ③ 復命書の表紙、派遣職員、対応者及びテーマは意思決定過程の情報ではない。
- ④ 復命書の添付書類は客観的情報であり、意思決定過程の情報ではない。
- ⑤ 環境省からの助言には事実に関する情報があり、意思決定過程の情報ではない。

(4) 条例第6条第1項第4号イ該当性

「著しい支障を及ぼすおそれ」とは、支障発生の危険が具体的に存在することが客観的に明白であることが必要であるが、そのようなおそれはなく、この号に該当しない。

### 第3 実施機関の主張の要旨

1 実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 会議テープの存在について

環境省との打合せ及び会議等においては、それらの会話を録音していないため、会議テープは存在しない。復命書は、出席者の記憶及びメモから作成している。

(2) 平成17年度以前の復命書の保有について

復命書の文書保存期間は1年であり、平成19年4月下旬に廃棄している。

(3) 条例第6条第1項第4号ア該当性

当該公文書は、産廃特措法に基づく実施計画の検討過程の情報である。不法投棄された産業廃棄物の撤去への対応等に関しては、市民の間においても多様な考え方があることから、実施計画についての検討過程の情報をすべて公開し環境大臣の同意を得る作業を進めることは、市民の間に混乱が生じるとともに、限られた期間内に案を作成することが困難となり、意思決定に著しい支障が生ずるため、この号に該当する。

(4) 条例第6条第1項第4号イ該当性

産廃特措法に基づき、平成24年度までに実施計画に基づく事業を完了させる必要があり、遅れた部分については国からの財政支援が受けられない。支障の除去については、前例のない注水消火方式を採用している

ことから実施計画の変更が想定され、計画の変更は財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下「財団」という。）の了解を条件として環境大臣の同意が必要である。非公開を前提に得られた情報を公開することにより、財団との信頼関係を崩すことになれば、同意に時間を要し、事務事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

よって、この号に該当する。

## 2 第三者の意見聴取について

非公開とする内容については、条例第8条の2の第三者の意見聴取の規定に鑑み、正式な手続は行っていないが、環境省の意見を確認したうえで実施機関が決定したものである。

# 第4 当審査会の判断

## 1 会議テープの存在

実施機関は、環境省との打合せ、会議等において、それらの会話をテープに録音することは通常行っておらず、復命については出席した職員が重要な部分についてはメモをとり、それを基に重要な部分を報告しており、現実にも録音テープは存在しないと主張している。

この点につき、通常国等との会議において重要な部分のメモをとることはあるがテープ等に録音をすることはなく、また、現実に当該会議テープは存在しないということであり、当然に録音テープが存在するとまでは言えず、実施機関の主張を否定することはできない。

## 2 平成17年度以前の復命書の保有

実施機関は、復命書の保存期間を1年としていることから、平成17年度以前の復命書（以下「本件復命書」という。）については、遅くとも平成19年3月末までの保存となり、平成19年8月27日の公文書公開請求時には既に存在していなかったと主張する。そして、平成17年度の文書の整理を担当した職員から平成19年4月下旬に1年保存の文書を焼却処分した旨を記す上申書が当審査会に提出されている。

次に、当審査会は、本件復命書に係る電子データが残っていないかを実施機関に確認したところ、岐阜市における公文書に係る電子データについて、起案用紙は平成17年度から岐阜市文書管理システム（以下「システム」という。）を使用して作成しており、その電子データは、保存期間の経過後システム上消去されることとなっていることから、本件復命書のうち起案用紙部分については、保存期間終了時である平成19年3月末を経過したのち、消去されているとのことであった。

また、本件復命書のうち平成17年度の起案用紙部分以外のものについては、システムではなく、担当職員が各自のパソコンを使用し、作成及び管理を行っており、電子データとして残っている可能性があるとの

ことから、実施機関が担当職員各自のパソコンに電子データが残っているか調査を行ったところ、保存されていなかったとのことであった。

さらに、当審査会の審議において、本件復命書の廃棄処分をする時点で、特に重要な資料として保存期間を越えてさらに保存するという判断はなかったのかと確認をしたところ、復命書以上の意味をなさないものと判断されたためそうした判断はなされなかったとのことであった。

以上のことから、紙文書についても電子データについても現実に廃棄し、又は消去されているようであり、本件復命書が存在するとまではいえない。

### 3 非公開とされた公文書の性質

非公開とされた公文書（以下「本件公文書」という。）は、椿洞産廃不法投棄事件に関し、産廃特措法に基づく実施計画に記載すべき支障の除去等の方法等について助言等を得るため環境省及び財団と会議を行った用務に係る出張の復命書、報告書及び会議の際に使用した資料であるから、実施機関が組織的に保有するものであり、条例第2条第1号の公文書に該当する。

### 4 本件公文書の条例第6条第1項第4号ア該当性

当審査会は、本件公文書が条例第6条第1項第4号アに該当するか否かを判断する。

この規定は、行政における審議、検討等に関する非公開情報について定めたものであり、審議、検討等に関する情報の性質に照らして、情報を公にすることによる利益と比較し、なお意思決定に著しい支障を生じるおそれのある場合は、非公開とすることができることを定めたものである。

本件公文書は、3で記したように、産廃特措法に基づく実施計画に記載すべき支障の除去等の方法等について会議を行った用務に係る出張の復命書、報告書及び会議の際に使用した資料であり、報告書については、本市と環境省又は財団の担当者間において行われた会議に基づき、本市の担当者がそのやりとりの要旨を記載したものである。そして、報告書及び会議の際に使用した資料については、実施計画の検討過程の情報ということが出来る。本件公文書は、本件処分が行われた平成19年9月25日時点の段階では、これらを公開すると、未確定な段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると思われ、意思決定に著しい支障があった可能性がある。

しかし、実施計画は、平成20年3月25日に環境大臣の同意を得てその内容が公表されていることから、これらの公文書を公開したとしても、未確定な段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれは消滅したと認められる。

よって、現時点においては、この情報がこの規定に該当するとは認められない。

5 本件公文書の条例第6条第1項第4号イ該当性

当審査会は、本件公文書が条例第6条第1項第4号イに該当するか否かを判断する。

この規定は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から非公開情報を定めたものであり、情報を公にする利益と比較し、なお当該事務事業の遂行に著しい支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることができることを定めたものである。

本件公文書が本市の機関が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

本件公文書が公にされると、事務事業の遂行に具体的にどのような著しい支障を及ぼすおそれがあるかについて、実施機関に対して、平成20年5月12日に陳述を求めたほか、同年7月7日、同年8月7日、同年9月11日および同年12月16日の4回の審査会の会議において説明を求めてきたところである。

以上を踏まえると、次のように認められる。

財団は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第13条の12の規定による産業廃棄物適正処理推進センターの指定を受けている。財団は、廃棄物処理法第13条の13第5号及び第6号に掲げる産業廃棄物適正処理推進センターの業務の一環として、実施計画に記載すべき支障の除去等の方法について事実上の審査を行っている。そして、環境大臣が実施計画について同意しようとする場合、事実上、支障の除去等の方法について財団の了解が得られていることが前提とされている。

産廃特措法は平成25年3月31日までの時限法であり、平成24年度までに実施計画に基づく事業を完了する必要がある。

実施計画に記載された支障の除去等の方法については詳細な実施方法が定められているわけではなく、また、前例のない注水消火の方式を採用していることから、今後、支障の除去等の方法に係る実施計画の変更が想定される場所である。

実施計画の変更にあっても、環境大臣の同意を要し、支障の除去等の方法に係る部分については財団の了解が得られていることが前提となる。

また、環境省及び財団との会議では非公開を前提としたやりとりがなされたと考えられ、本件公文書が公にされると、環境省や財団との協力関係が損なわれ、それにより実施計画の変更の同意を得るのに時間を要することになると、実施計画に基づく事業が平成24年度までに完了しないおそれを否定できない。当該事業が平成24年度までに完了しない場合、平成25年度以後に遅れた部分については、本来得られるはずの国からの財政支援を受けられないこととなり、このことは事務事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるといわざるを得ない。言い換えれば、平成24年度までは

著しい支障を及ぼすおそれがあるといえるが、それ以後はそのようなおそれがあるとは考えられない。

よって、本件公文書は、基本的には、この規定に該当すると認められる。

次に、本件公文書のすべてがこの規定に該当するか否かを検討する。

実施機関は、本件公文書をすべて非公開とした理由は、公開することができる部分を一部公開しても異議申立人の請求の趣旨からして公開部分のみでは意味をなさない旨陳述した。しかし、異議申立人は、会議の出席者、議題等公開することができる部分については知りたい旨陳述している。

ところで、条例第6条第2項では、「公文書に・・・公開を拒むことができる情報とそれ以外の情報が記録されている部分が含まれている場合において、公開を拒むことができない部分を合理的に分離できるときは、当該部分については公開しなければならない」とされている。この規定により、非公開部分を分離した結果、公開部分のみでは公文書の内容が明らかに不明となり、意味をなさないような場合には、公文書全体を非公開とすることができる。しかし、この規定は、非公開とすることができる情報が含まれることにより安易に全部非公開処分がなされ、情報公開制度が実質的に機能しなくなることを防止するためのものであるから、一部公開もすることはできないとの判断は、慎重になされなければならない。

実施機関の主張は、公開部分のみでは公文書の内容が明らかに不明となって意味をなさないような場合とはいえないことから、合理的に分離することができ、かつ公開を拒むことができない部分については公開しなければならず、少なくとも、次に掲げる部分については、条例第6条第1項各号の規定に該当するとは認められないので、公開すべきである。

①平成18年5月9日出張分

復命書

報告書のうち、日時、場所、出席者（財団の職員の職氏名を除く。）、議題など実施機関が公開を拒むことができないとして審査の過程で当審査会に対して示した部分

②平成18年5月29日出張分

復命書

③平成18年7月4日出張分

復命書

報告書のうち、日時、場所、出席者（財団の職員の職氏名を除く。）、議題など実施機関が公開を拒むことができないとして審査の過程で当審査会に対して示した部分

資料のうち、日付、室の名称、表題など実施機関が公開を拒むことができないとして審査の過程で当審査会に対して示した部分

④平成18年7月27日出張分

復命書

報告書のうち、日時、場所、参加者（財団の職員の職氏名を除く。）

など実施機関が公開を拒むことができないとして審査の過程で当審査会に対して示した部分

資料のうち、日付、室の名称など実施機関が公開を拒むことができないとして審査の過程で当審査会に対して示した部分

⑤平成19年3月2日出張分

復命書

報告書のうち、日時、場所、出席者（財団の職員の職氏名を除く。）、議題、網掛けされた見出しなど実施機関が公開を拒むことができないとして審査の過程で当審査会に対して示した部分

資料のうち、日付、室の名称、表題など実施機関が公開を拒むことができないとして審査の過程で当審査会に対して示した部分

⑥平成19年3月29日出張分

復命書

報告書のうち、日時、場所、出席者（財団の職員の職氏名を除く。）、議題、アラビア数字で示された見出しなど実施機関が公開を拒むことができないとして審査の過程で当審査会に対して示した部分

⑦平成19年4月23日出張分

復命書

報告書のうち、日時、場所、出席者、議題、○印とゴシック文字で示された見出し、【】印の見出しのある部分のすべてなど実施機関が公開を拒むことができないとして審査の過程で当審査会に対して示した部分

資料のすべて

⑧平成19年5月25日出張分

復命書

報告書のうち、日時、場所、出席者（財団の職員の職氏名を除く。）、議題、アラビア数字で示された見出しなど実施機関が公開を拒むことができないとして審査の過程で当審査会に対して示した部分

⑨平成19年8月6日出張分

復命書

報告書のうち、日時、場所、出席者（財団の職員の職氏名を除く。）、議題、アラビア数字で示された見出しなど実施機関が公開を拒むことができないとして審査の過程で当審査会に対して示した部分

なお、財団の職員の職氏名についてであるが、氏名は特定の個人が識別される情報であり、職は特定の個人が識別され得る情報といえる。財団は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等には該当しない。そして、この情報が条例第6条第1項第2号アからウまでのいずれかに明白に該当するとはいい難い。

したがって、財団の職員の職氏名は、同号の規定に該当すると認められる。



また、平成19年4月23日出張分に係る資料については、既に公表されている資料を基に作成されたものであると認められることから、当該資料は条例第6条第1項第4号イに該当しないと考える。

次に、その余の部分の中には、産廃特措法の解釈・適用について記されていると思われる部分もあり、当該部分については条例第6条第1項第4号イに該当するとは言い切れないが、当該部分と他の部分は分ち難く結びついており、当審査会において合理的に分離することができないため、その余の部分についてはすべてこの規定に該当するといわざるを得ない。

## 6 その他

5で記したように、条例第6条第1項第4号イに該当するとして非公開とされる情報については、公にされると、平成24年度までは事務事業の執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるが、平成25年度以後はそのようなおそれがあるとは考えられないことから、本件公文書は、保存期間にかかわらず、平成25年度以後においても情報公開請求の対象とすることができるよう措置することを強く要望する。

また、本件公文書については、すべて保存期間が1年とされているが、短すぎるといわざるを得ない。本件公文書が作成されることとなった、そもその原因である椿洞産業廃棄物不法投棄事件の重大性を考慮すれば、本件公文書の有する歴史的意義は相当なものであると思われる。実施機関には、このような見地から、岐阜市文書取扱規則第38条の規定に基づき、当該文書の保存期間を見直すよう求めるものである。

## 7 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

## 第5 審査会の審査経緯等

平成19年	8月27日	公文書公開請求
	9月25日	実施機関の非公開決定
	11月19日	異議申立て
	12月7日	諮問
平成20年	2月7日	実施機関に陳述書の提出依頼
	3月4日	陳述書提出
	3月6日	陳述書の写しを異議申立人に送付
	5月12日	審査会開催。異議申立人から意見書の提出。実施機関及び異議申立人から意見聴取
	6月2日	実施機関から5月12日の審査会において指摘された件についての回答書の提出
	6月4日	回答書の写しを異議申立人に送付
	6月9日	審査会開催

	7月 7日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	7月29日	実施機関に報告書の提出依頼
	8月 1日	報告書提出
	8月 7日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	9月 9日	8月1日提出の報告書に係る追加報告書の提出
	9月11日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	10月14日	審査会開催
	11月25日	審査会開催
	12月16日	審査会開催。実施機関から意見聴取
平成21年	1月21日	審査会開催
	2月23日	審査会開催
	3月23日	審査会開催。答申